

じぶん かぞく かんが
自分や家族のこれからのことを考えて
 こまつしましせいねんこうけん
小松島市成年後見センターひだまりに
 そうだん
ご相談ください！

このようなことでお困りではありませんか？

【契約のこと】
 *福祉サービスなどの
 手続きをするのが難しい
 *わからないまま高額の
 契約を結びそうに
 なった

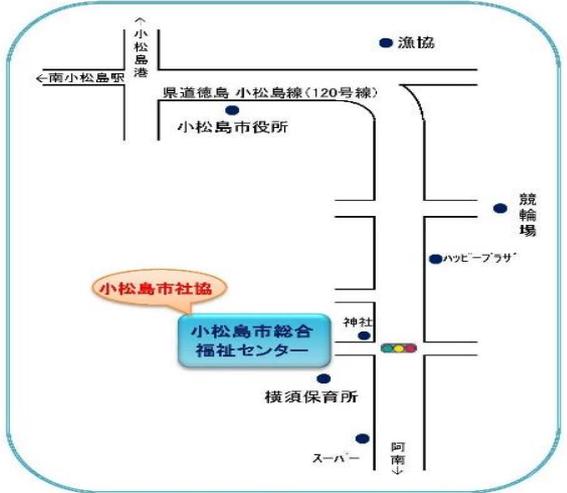
【将来のこと】
 *自分に何かあった時、
 障がいのある子どもが心配
 *身寄りがいないので
 今後のことが不安

【財産のこと】
 *家賃や光熱費の支払い、
 銀行の預金の引き出しが
 自分でできない
 *通帳や印鑑の保管など
 お金の管理が自分で
 できない



にんちしょう はんだんのうりよく ていか
認知症によって判断能力が低下したり、
 ちてきしょう せいしんしょう はんだんのうりよく じゅうぶん ひと
知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が充分でない人を
 ほうてき しえん せいねんこうけんせいど
法的に支援する「成年後見制度」。
 ざいさん かんり ふとう けいやく まもるせいど
財産を管理し、不当な契約などから守る制度です。

成年後見制度のご相談は
小松島市成年後見センターひだまり
 (小松島市社会福祉協議会)
 場所：小松島市横須町 11-7
 小松島市総合福祉センター内
 電話：0885-33-2255



成年後見制度

法定後見制度

後見



判断能力が
全くない

↓
財産の管理・処分や日常的な買い物も自分ではできない人

保佐



判断能力が
著しく不十分

↓
日常的な買い物程度は一人でできるが、重要なことについて合理的な判断ができない人

補助



判断能力が
不十分

↓
財産の管理・処分は一応できるが、本人の財産を守るためには誰かの援助が必要な人

任意後見制度



将来、判断能力が
不十分になった時の
ために備える場合

↓
判断能力があるうちに
任意後見人（頼みたい人）を選んで契約しておく

小松島市成年後見センターひだまりの主な取り組み

制度や申立に関する相談を受けます

相談は無料です。事前にお電話くださるとスムーズに対応できます。ご家庭や地域、施設にもお伺いして相談できます。まずは、お電話でお問い合わせください。

弁護士や司法書士、社会福祉士に

助言いただいているので安心です

成年後見制度の利用にあたり、弁護士、司法書士、社会福祉士の権利擁護の専門職の先生方に、地域連携検討会等で検討、アドバイスをいただいています。

広報活動で制度利用を勧めます

市民の方や支援関係機関への成年後見制度の研修会を開催したり、広報紙等で制度を紹介します。団体や事業所、施設などで成年後見制度についての研修会を企画される場合はお手伝いできますので、お気軽にご相談ください。

小松島市成年後見センターひだまりでは成年後見制度に関する相談や支援を行います。お気軽にご相談ください。

電話：0885-33-2255